

## 2020年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( 介護保険課 )電話( 34-6634 )FAX( 34-6034 )  
メールアドレス( kaigohoken@city.toyota.aichi.jp )

### (1) 介護保険料の基準額と倍率

① 2020年度の基準額と倍率をご記入ください。

基準額(月額)	<b>5,200</b> 円	
倍率	第1段階	<b>0.3</b> 倍
	第2段階	<b>0.5</b> 倍
	第3段階	<b>0.7</b> 倍
	第4段階	<b>0.85</b> 倍
	最高段階	段階: 第 <b>(11)</b> 段階 所得: <b>(800)</b> 万円以上 倍率: <b>(2.25)</b> 倍

② 第8期(2021～2023年度)の保険料改定に向けて、一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩し、倍率の見直しなどの検討状況をご記入ください。

**保険料額の改定については、過度な保険料の上昇とならないように、必要なサービスと保険料のバランスを考慮し、所得に応じた保険料率の設定や介護給付費準備基金の取り崩しを検討する予定。**

### (2) 介護保険料の独自減免制度

※2020年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

① 低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある ( )ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2020年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

#### 【低所得障がい世帯減免】

障がい者認定を受けている被保険者がいる世帯で、かつ生活が困窮しているときで、前年中の世帯合計所得金額が125万円未満であり、次の条件に該当するとき。

- ① 申請日時点の世帯全員の預貯金合計が、1人世帯の場合、90万円未満。2人以上の世帯の場合、135万円未満であること。
- ② 活用できる固定資産を保有していないこと。(居住する家屋は除く)

#### 【生活困窮減免】

生活保護に近い低収入の世帯で、生活が困窮しているときで、世帯合計収入額(直近6か月の平均月額)が生活保護法に基づく保護基準額の1.2倍未満であり、次の条件に該当するとき。

- ① 申請日時点での世帯全員の預貯金合計が保護基準額の1.2倍未満であること。
- ② 活用できる固定資産を保有していないこと。(居住する家屋は除く)

- ・保険料の全額免除はありますか。 (  )ない ( )ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ( )ない (  )ある

- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ( )ある
- ・申請は必要ですか。 (○)必要 ( )不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	17 件	25 件
保険料減免の金額実績	311,820 円	391,968 円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

( )ある (○)ない

2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

**独自減免に収入減少を理由にした減免はありません。**

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。(2020年2月～7月)

質問項目	2020年2月～7月
保険料減免件数	13 件
保険料減免の金額実績	1,006,425 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2018年度	2019年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	1,559人	1,336人
	保険料滞納者延べ件数	4,079件	3,450件
保険給付の制限	償還払い人数	8人	4人
	保険給付の一時差し止め人数	0人	0人
	3割負担人数	27人	19人
財産差押え	差押え実人数	183人	194人
	差押え件数合計	264人	277人

(4) 介護保険利用料の独自減免制度

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ある ( )ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2020年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

**高額介護サービス費利用者負担区分第2段階**

2) 訪問介護利用料の助成割合 ( 3 ) で回答 )

3) 居宅サービス利用料の助成割合

**対象となるサービスの利用者負担合計(上限15,000円/月)の2割(助成上限3,000円/月)を助成。**

**※対象となるサービス…訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービス**

4) 施設サービス利用料の助成割合 ( なし )

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( )ない (○)ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

※2020年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	824 件	964 件
利用料減免の金額実績	1,436,331 円	1,715,224 円

(5)介護給付費準備基金について ※決算前の場合は見込額

2018年度末の残高( 1,950,718,474)円 2019年度末の残高( 2,320,057,474)円

(6)特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(407)人(2020年3月末現在)

③ 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数( 27 )人 待機者数( 11 )人 (2020年3月末現在)

( )把握していない

(7)施設サービス基盤整備(第7期計画)

※( )カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2019年度)						第7期計画(2020年度)	
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	25 (0*1)	1449 (10*1)	26 (3)	1449 (129)	1 (3)	0 (119)	25 (0*1)	1459 (10*1)
介護老人保健施設	8 (0)	674 (0)	8 (0)	674 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1)	691 (17)
認知症グループホーム	31 (1)	510 (18)	29 (1)	492 (18)	▲2 (0)	▲18 (0)	32 (1)	528 (18)
特定施設入居者生活介護事業所	7 (0)	340 (0)	7 (0)	399 (59)	0 (0)	59 (59)	7 (0)	340 (0)

### \*1: ショートからの転換分

(8)介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替制夜勤	3交替制夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	26				
介護老人保健施設	8				
グループホーム	29				
小規模多機能	2				
看護小規模多機能	0				
短期入所	32				

夜勤職員は人数で規定されており交替勤務の種別は把握していない

②上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				

国の人員基準に基づき配置している

小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(9) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。( **687** )人 令和2年7月31日時点

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用人数は月平均(2020年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2019年	2020年	2019年度	2020年度
現行の訪問介護 相当の訪問介護	<b>48</b>	<b>53</b>	<b>433</b>	<b>425</b>
生活支援型訪問A (緩和した基準)	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>131</b>	<b>127</b>
現行の通所介護 相当の通所介護	<b>95</b>	<b>100</b>	<b>1,650</b>	<b>1,592</b>
通所型サービスA (緩和した基準)	<b>27</b>	<b>27</b>	<b>486</b>	<b>380</b>
P通所型サービスC (短期集中予防)	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

④ 総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

( )ある (  )ない その他

( )

→ある場合

1)そのサービスの名称:( )

2)制限期間の数字をご記入ください。

・( )週間で終了

・( )週間後、クール期間( )週間を経て継続、( )週間で終了

(10) 住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2019年度実績
住宅改修			<input checked="" type="radio"/>	<b>平成21年4月1日</b>	<b>670</b> 件
福祉用具			<input checked="" type="radio"/>	<b>平成19年4月1日</b>	<b>1,366</b> 件
高額介護 サービス			<input checked="" type="radio"/>	<b>平成12年4月1日</b>	<b>0</b> 件

担当課(清掃業務課) 電話( **71-3003** )FAX( **71-3000** )

メールアドレス( **seisougyomu@city.toyota.aichi.jp** )

(高齢福祉課) 電話( **34-6984** )FAX( **34-6793** )

メールアドレス( **korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp** )

(11) 高齢者福祉施策

①高齢世代などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="radio"/> ・ 無	( <input checked="" type="radio"/> )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業 担い手
安否確認・見守り	<input checked="" type="radio"/> ・ 無	( <input checked="" type="radio"/> )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業 担い手

日常生活支援	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
買い物支援	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

担当課( **高齢福祉課** ) 電話( **34-6984** )FAX( **34-6793** )  
 メールアドレス( **korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp** )  
 ( **障がい福祉課** ) 電話( **34-6751** )FAX( **33-2940** )  
 メールアドレス( **shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp** )  
 ( **交通政策課** ) 電話( **34-6603** )FAX( **33-2433** )  
 メールアドレス( **koutsu@city.toyota.aichi.jp** )

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( )実施している ( <input checked="" type="radio"/> )していない ( )検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者( 歳以上)( )円、障害者( )円 一般( )円、子ども( 歳～ 歳)( )円	
	その他特記事項		
	2019年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	( <input checked="" type="radio"/> )実施している ( )していない ( )検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2019年度の助成実績
	高齢者	<b>単身世帯、又は世帯の構成者が以下の者のみである在宅のもの</b> <b>ア 介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている者(第2号被保険者を含む)</b> <b>イ 豊田市障がい者タクシー料金助成要綱の対象者</b> <b>ウ 18歳未満の者</b> <b>エ その他、市長が特に認めた者</b>	( <b>2,256</b> )人
	障害者	<b>身体手帳3級(下肢4級・視覚6級)以上療育手帳A又はB判定、精神障がい者手帳2級以上</b>	( <b>10,622</b> )人
要介護認定者		( )人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	( )実施している ( )していない ( <input checked="" type="radio"/> )検討中である		
	内容		

担当課( **市民活躍支援課** )電話( **34-6660** )FAX( **32-9779** )  
 メールアドレス( **katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp** )

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
<b>豊田市高齢者憩の家管理運営費</b>	<b>自治体</b>	<b>運営費及び備品購入費(指定品目)</b>	<b>運営費(年額)週3回以上</b>

補助金		178 か所 (R2.4.1 現在) 対象	104,000 円、週 2 回 65,000 円 備品購入費 (補助率 50%) 上限 10 万円
豊田市認知症 カフェ登録事業	地域包括支援センター、介護保険事業所、市民	認知症カフェを設置及び運営する団体を支援する	無

担当課 ( **介護保険課** ) 電話 ( **34-6634** ) FAX ( **34-6034** )  
メールアドレス ( **kaigohoken@city.toyota.aichi.jp** )

④加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	助成実績
—	—	—	—

(12) 介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2018年度 ( **213** ) 枚、2019年度 ( **189** ) 枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( ) 申請書を送付している → 2018年度 ( ) 件、2019年度 ( ) 件

( ) 認定書を送付している → 2018年度 ( ) 件、2019年度 ( ) 件

(  ) 自動的に送付していない

③認定書の発行の要件

( ) 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

(  ) 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(  ) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( ) 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(  ) その他、次のような方法で判断している

( **要介護 1 以上で、認知症高齢者自立度 II a 以上又は障がい高齢者自立度 A1 以上** )

## 2. 国民健康保険

担当課 ( **国保年金課** ) 電話 ( **34-6637** ) FAX ( **34-6007** )  
メールアドレス ( **kokuhonenkin@city.toyota.aichi.jp** )

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2019年度	2020年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× ( <b>6.66</b> ) %	× ( <b>6.93</b> ) %
	資産割	固定資産税額	× ( — ) %	× ( — ) %
	均等割	加入者1人につき	<b>32,900</b> 円	<b>32,900</b> 円
	平等割	1世帯につき	<b>28,500</b> 円	<b>28,500</b> 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			<b>93,234</b> 円	<b>93,839</b> 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額 ※2019年は決算額、2020年は予算額			<b>5,288</b> 円	<b>5,692</b> 円

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(  ) ある ( ) ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

**生活保護基準に基づく収入額と同額か、それ以下の低所得世帯に対して実施**

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	<b>28</b> 件	<b>44</b> 件
保険料減免の金額実績	<b>802,300</b> 円	<b>1,118,100</b> 円

- 4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ある ( )ない  
 ※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

- 1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。  
 (○)ある ( )ない
- 2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

**病気、事業休廃止、解雇等の理由により所得が激減した場合(所得制限あり)**

- 3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	<b>0</b> 件	<b>0</b> 件
保険料減免の金額実績	<b>0</b> 円	<b>0</b> 円

- 4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。(2020年2月～7月)

質問項目	2020年2月～7月
保険料減免件数	<b>約 140</b> 件
保険料減免の金額実績	<b>約 2,600</b> 万円

③子どもの均等割などの減免

- 1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。  
 ( )ある (○)ない
- 2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

- 3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2019年6月1日	2020年6月1日
被保険者数	<b>79,445</b>	<b>76,937</b>
世帯数	<b>49,070</b>	<b>48,053</b>
滞納世帯数	<b>3,638</b>	<b>2,989</b>
資格証明書交付世帯数	<b>0</b>	<b>0</b>
短期保険証交付世帯数	<b>1,437</b>	<b>995</b>
留め置き世帯数(※1)	<b>321</b>	<b>175</b>
未交付・未更新世帯数(※2)	<b>20</b>	<b>11</b>

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(4) 資格証明書 ※2020年6月1日現在でご記入ください。

- ① 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
 ( )国の基準どおり実施している  
 (○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
 (○)高校生世代以下の子どものいる世帯

(○)障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( )病弱者のいる世帯

( )次の場合は、交付対象から除外している

--

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

**医師の診断書等により、緊急性や納付困難な事情が把握できれば短期証に切り替え、その後納税相談を実施**

(5)短期保険証 ※2020年6月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( 0 )人 ・2カ月( 0 )人 ・3カ月( 0 )人 ・4カ月( 0 )人

・5カ月( 0 )人 ・6カ月(1,555)人 ・1年( 0 )人 ・その他( )

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

**国民健康保険税に未納がある場合**

担当課( **債権管理課** ) 電話( **34-6619** )FAX( **31-4489** )

メールアドレス( **saiken-kanri@city.toyota.aichi.jp** )

(6)保険料(税)滞納者への差押え等

①差押えの基準をご記入ください。

**納付相談、財産調査を前提に決定している。**

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2018年度	2019年度	
予告通知書の発行		<b>4,625</b>	<b>3,359</b>	
差押え	差押え世帯数	<b>1,013</b>	<b>1,227</b>	
	差押え件数合計	<b>1,305</b>	<b>1,630</b>	
	件数内訳	不動産	<b>39</b>	<b>60</b>
		預貯金	<b>864</b>	<b>1,206</b>
		生命保険(内学資保険)	<b>43 (-)</b>	<b>43(-)</b>
その他		<b>359</b>	<b>321</b>	
競売による現金化		<b>7</b>	<b>5</b>	
徴収の猶予	申請件数	<b>8</b>	<b>5</b>	
	許可件数	<b>8</b>	<b>5</b>	
換価の猶予	申請件数	<b>22</b>	<b>15</b>	
	許可件数	<b>22</b>	<b>15</b>	
	職権件数	<b>2</b>	<b>8</b>	
滞納処分の停止	適用件数	<b>854</b>	<b>1,071</b>	
	件数内訳	無資力	<b>367</b>	<b>556</b>
		生活保護	<b>115</b>	<b>100</b>
		生活困窮		
		所在不明	<b>372</b>	<b>415</b>
その他	<b>0</b>	<b>0</b>		

担当課( **国保年金課** ) 電話( **34-6637** ) FAX( **34-6007** )

メールアドレス( **kokuhonenkin@city.toyota.aichi.jp** )

(7)一部負担減免制度



①一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない

※2019年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請・適用の実績

質問項目	2018年度	2019年度
一部負担金の相談件数	0 件	1 件
一部負担金の申請件数	0 件	1 件
一部負担金減免の延べ件数	0 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	0 円	0 円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化

(○)簡素化している( **令和2年1月**受診分から実施) ( )検討中 ( )簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

①運営協議会の公開 ( )公開していない (○)公開している

②運営協議会委員の公募枠 ( )ない (○)ある → (5)人

3. 税の滞納について 担当課(債権管理課) 電話( 34-6619 ) FAX( 31-4489 )  
メールアドレス( saiken-kanri@city.toyota.aichi.jp )

(1)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2018年度	2019年度	
徴収の猶予	申請件数	12	20	
	許可件数	12	20	
換価の猶予	申請件数	59	38	
	許可件数	59	38	
	職権件数	4	12	
滞納処分の停止	適用件数	1,373	1,636	
	件数内訳	無資力	542	619
		生活保護	97	97
		生活困窮		
		所在不明	734	920

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2019年度内に引き継いだ件数) ( 0 )件

4. 生活保護 担当課(生活福祉課) 電話( 34-6635 ) FAX( 34-6798 )  
メールアドレス( seikatsu@city.toyota.aichi.jp )

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1)生活保護の申請件数とその保護件数について

2019年度相談件数 ( 1320 )件、申請件数 ( 253 )件、そのうち保護開始件数 (240)件

(2)2020年4月現在の受給世帯数と人数 (1716)世帯、( 2270 )人

※以下は市のみお答えください

(3)生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2019年4月現在	19 人	1 年 9 カ月	0 人	91 世帯	124 人
2020年4月現在	19 人	2 年 1 カ月	0 人	91 世帯	120 人

5. 福祉医療など

担当課( **福祉医療課** )電話( **34-6743** )FAX( **34-6732** )

メールアドレス( **fukushiiryo@city.toyota.aichi.jp** )

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2019年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。  
 ※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度	○		

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日) **令和2年4月1日**

(改定内容) **高校生世代(年度末16~18歳)・大学生等(年度末19~24歳)の入院分に係る保険診療分を助成(償還払い)**

6. 子育て支援策

担当課( **子ども家庭課** ) 電話( **34-6636** ) FAX( **32-2098** )

メールアドレス( **kodomokatei@city.toyota.aichi.jp** )

- (1) 「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画について

① 貧困対策計画の有無について (○)ある(平成27年3月策定) ( )ない

※子ども子育て支援総合計画などを含むものも「ある」としてください。

② 自立支援給付金事業について (○)実施(平成17年4月実施) ( )未実施

2019年度実績 ( **15** )件 給付額( **8,981,613** )円

2020年度予算 ( **15** )件 給付額( **12,742,000** )円

③ 日常生活支援事業について (○)実施(平成10年4月実施) ( )未実施

2019年度実績 ( **79** )件 給付額( **249,640** )円

2020年度予算 ( **46** )件 給付額( **267,000** )円

担当課( **福祉総合相談課** ) 電話( **34-6791** )FAX( **33-2940** )

メールアドレス( **fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp** )

④ 教育・学習支援について (○)実施(2016年7月実施) ( )未実施

2019年度実績 ( **6** )カ所( **定員 115** )人 実施時期( **実施箇所により週1~2回を通年** )

2020年度予算 ( **6** )カ所( **定員 115** )人 実施時期( **実施箇所により週1~2回を通年** )

⑤ 「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1) 「無料塾」への支援 ( )実施( 年 月実施) (○)未実施

2019年度実績 ( )カ所( )人、2020年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

2) 「こども食堂」への支援 (○)実施(2019年4月実施) ( )未実施

2019年度実績 ( **3** )カ所( )人、2020年度予算 ( **10** )カ所( )人

支援方法( **運営団体に対し、保険及び公衆衛生関係(検便、講習会)に関する補助** )

⑥産前・産後の支援について

1)産前・産後の家事や育児支援について

- (  )実施( **平成31年 4月 実施** ) ( )未実施  
 利用期間( **妊娠中** から **出産後対象児が1歳になる前日(多胎は3歳)** まで)  
 対象者( **市内在住の妊産婦がいる家庭** )  
 利用券やクーポンなど ( )作成している (  )作成していない  
 利用券などの配布方法  
 ( )対象世帯に配布  
 ( )母子健康手帳の交付時に配布  
 ( )その他( )

2)産後ケア事業について

- (  )実施( **平成29年10月 実施** ) ( )未実施

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2019年度	2020年度
受給者数	<b>3,085</b> 人	<b>3,200</b> 人
受給割合	<b>8.6</b> %	<b>9.0</b> %
支給額	<b>241,405,012</b> 円	<b>291,594,900</b> 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2020年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( **1.3** )倍・金額( )円  
**ただし、1.3倍以上であっても、民生委員児童委員の現状確認等で認められた場合は認定する。**

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

④申請書の受付先 ( )市町村窓口 (  )学校 ( )窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

- (  )学用品費 ( )体育実技用具費 (  )入学準備金 (  )通学用品費 (  )通学費  
 (  )修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 (  )給食費  
 (  )校外活動費(宿泊を伴わないもの) (  )校外活動費(宿泊を伴うもの) (  )医療費  
 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品  
 (  )その他( **自然教室費・海外派遣費** )

⑥日本スポーツ振興センター掛け金について

- (  )就学援助の対象としている ※就学援助として支給していないが、就学援助対象者には公費で掛け金を負担している  
 ( )すべての児童の掛け金を公費助成している  
 ( )就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

担当課 ( **保健給食課** ) 電話( **34-6663** )FAX( **34-6824** )  
 メールアドレス( **kyuushoku@city.toyota.aichi.jp** )

(3) 給食費の補助・減免について (新型コロナウイルス感染症に関わる臨時的措置は除きます)

① 学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

(  ) 行っている ( ) 行っていない ( ) 検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

・ **要保護及び準要保護世帯の児童生徒に無償で現物支給している。**  
 ・ **豊田市産の小麦等を原料に使用した主食(パン及び麺)については、県の基準品との差額分(1食あたり5円)を補助しているほか、豊田市の特色ある給食を実施するため、副食代として1食あたり10円を補助している。**

担当課 ( **保育課** ) 電話( **34-6809** )FAX( **32-2088** )  
 メールアドレス( **hoiku@city.toyota.aichi.jp** )

② 保育施設等の給食費に国の基準を上回って市町村独自の補助・減免を行っていますか。

(  ) 行っている ( ) 行っていない ( ) 検討中

※行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

**低所得者の主食費の減免、2号認定者については第3子の減免基準と世帯年収基準を国の基準を上回り設定している。**

(4) 保育について

① 保育施設の数について (2020年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立	<b>62</b>
	民間	<b>31</b>
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	<b>0</b>
	小規模保育事業A	<b>2</b>
	小規模保育事業B	<b>0</b>
	小規模保育事業C	<b>0</b>
	事業所内保育所	<b>2</b>
認可外保育施設 (か所)	居宅訪問型保育	<b>0</b>
	全体数	<b>68</b>
	その内指導監督基準を満たさない施設の数	<b>13</b>
企業主導型保育事業数 (か所)		<b>20</b>

② 公立保育施設等の統廃合・民営化・民間委託等の計画がありますか。

(  ) ある ( ) ない ( ) 検討中

1) ある場合、その計画等の名称と公表時期 (複数ある場合はすべて記載をお願いします。)

( **豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画** ) ( **平成15年2月** ) 公表

( **第2次豊田市立こども園民間移管計画** ) ( **平成28年3月** ) 公表

2) ある場合、その計画等は自治体のホームページに掲載していますか。

(  ) している (  ) していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

3) 検討中の場合、具体的な内容をご記入ください。

・ **第2次のみ掲載**

・ **第1次は未掲載**

③ 民間の保育施設について、公私間格差是正のための補助を行いますか。

1) 人件費について、公私間の格差是正を行っていますか。

(○)公立、民間で同等に行っている ( )一部行っている ( )まったく行っていない  
 ※行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

**認定こども園、私立保育所について、職員の処遇向上のために運営費補助金の交付を行っている。**

2)職員配置基準について、自治体の基準を国基準以上としていますか。

(○)公立、民間ともにしている ( )公立だけしている ( )していない  
 ※行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

**保育士の数について、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上満5歳に満たない幼児おおむね28人につき1人以上としており、職員配置基準を一部国基準以上としている。**

3)自治体の配置基準以外で保育士の加配を行っていますか。

(○)公立、民間ともにしている ( )公立だけ行っている ( )行っていない  
 ※行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

**公立の保育施設については、原則集団保育が難しいと思われる児3人につき1人を配置。民間の保育施設については、上記の基準を基に人件費の補助を行う。**

## 7. 障害者施策

担当課( **障がい福祉課** )電話( **34-6751** )FAX( **33-2940** )  
 メールアドレス( **shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp** )

(1)入所施設について(2020年7月時点)

- ・入所施設設置数 ( **4** )カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ( **—** )人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比( **—** )%
- ・(○)入所待機者数は把握していない

(2)グループホームについて(2020年7月時点)

- ①グループホーム設置数( **16** )カ所 対前年比( **106.6** )%
- ②共同生活援助支給決定数 **235**人 対前年比( **110.8** )%
- ③障害者グループホームの体制について
  - 1)夜勤体制をとっているところ GH ( **8** )カ所
  - 2)宿直体制をとっているところ GH ( **5** )カ所
  - 3)夜間通報体制をとっているところ ( **1** )カ所
  - 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ ( **1** )カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

( **○** )ある→ ある場合どんな補助ですか( **家賃補助、運営費補助、重心者等受入促進補助** )  
 ( )ない

(3)訪問系各サービスの支給状況について(2020年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	<b>455</b>	<b>99.3</b>	<b>333</b>	<b>42</b>
重度訪問介護	<b>19</b>	<b>111.7</b>	<b>695</b>	<b>338</b>

地域生活支援事業

移動支援	<b>815</b>	<b>98.5</b>	<b>67.5</b>	<b>19</b>
------	------------	-------------	-------------	-----------

※最多支給時間は2020年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 短期入所について 2020年7月時点

- ・短期入所支給者数(758)人、昨年同月比(100.9)%、最多支給日数(38)日、平均支給日数(8)日
- 年間 180 日以上利用可(短期入所)とする支給者数(38)人

(5) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

- (○) 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
  - ( ) 何らかの条件を設けている。
    - ( ) 要支援の該当者は、上乗せができない。
    - ( ) 障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
    - ( ) 介護保険の要介護度が要介護5の者
    - ( ) 介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等
- ※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

--

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2020年度支給予定者総数 (125)人、対前年度比(137)%

8. 任意予防接種の助成 担当課(感染症予防課) 電話(34-6180) FAX(34-6929) メールアドレス(hokansen@city.toyota.aichi.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	以下の1及び2に該当するもの 1 1歳～小学校就学前までの者 2 流行性耳下腺炎の既往歴がない者	2,000 円	各医療機関の設定金額から助成額を差し引いた金額	平成 27 年 4 月
帯状疱疹	実施していません			
子どものインフルエンザ	実施していません	円	円	
麻しん(接種漏れの人)	ア及びイに該当するもの ア 1歳以上の者 イ 定期予防接種対象者、麻しんの既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種(定期任意問わず)を2回接種した者を除く	【抗体検査】 2,650 円 【予防接種】 麻しん風しん混合ワクチン 5,000 円 麻しんワクチン 3,000 円	各医療機関の設定金額から助成額を差し引いた金額	平成 27 年 4 月

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月

高齢者用肺炎球菌 (定期)	ア 65歳の者 65、70、75、80、 85、90、95歳又は 100歳となる学齢の者 イ 60歳以上65歳未満の 者であって、心臓、腎 臓、又は呼吸器の機能に 自己の身の日常生活活動 が極端に制限される程 度の障害を有する者及び ヒト免疫不全ウイルスに より免疫の機能に日常生 活がほとんど不可能な程 度の障害を有する者た だし、これまでに23価肺 炎球菌ワクチンを接種した 者は対象外。	委託料単価か ら自己負担額 を差し引いた 金額	2,000 円 ただし、 生活保護 受給者 (中国残 留邦人支 援給付制 度該当者 含む)は 無料	平成26年 10月
高齢者用肺炎球菌 (任意)	実施していません	円	円	

②2回目の任意予防接種を実施していますか。

( )実施している。 (○)実施していない。 ( )検討中

9. 健診事業 担当課 ( 子ども家庭課 ) 電話 ( 34-6636 ) FAX ( 32-2098 )  
メールアドレス ( kodomokatei@city.toyota.aichi.jp )

(1)産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回数：1回

開始年月日：平成21年4月

担当課 ( 保健部 総務課 ) 電話 ( 34-6723 ) FAX ( 31-6320 )  
メールアドレス ( hoken-soumu@city.toyota.aichi.jp )

(2)妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況をご記入ください。

(○)妊婦の期間に実施 (○)産婦の期間に実施 ( )妊婦～産婦の期間に実施  
実施方法(助成回数、集団方式・個別方式、他の健診と同時など)

実施状況：妊婦及び産婦歯科健診を実施 (各1回ずつ)  
全額費用助成  
個別医療機関方式 (歯科医師会委託)  
実施開始年：平成9年

担当課 ( 秘書課 ) 電話 ( 31-1212 ) FAX ( 33-7155 )  
メールアドレス ( hisho@city.toyota.aichi.jp )

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2019年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書	—
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書	令和2年6月3日

	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	令和2年6月3日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	令和2年6月3日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	—
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	令和2年6月3日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	—
	② 市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書	—

\*2019年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。